平成２８年（フ）第１４号
島根県出雲市知井宮町963番地１雇用促進住宅西出雲宿舎２―205
債務者　伊藤　久雄
1　決定年月日時　平成28年３月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後３時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第７１号
静岡県磐田市一言613番地２
債務者　村松久美子
1　決定年月日時　平成28年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第８号
島根県益田市美濃地町イ1588番地１、前住所島根県浜田市三隅町岡見596番地１
債務者　竹本　典生
1　決定年月日時　平成28年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午前11時
松江地方裁判所益田支部

平成２８年（フ）第１２１号
静岡市駿河区馬渕１丁目４番４号　２Ｆ
債務者　児玉　敦子
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４１９号
大阪市西成区津守１丁目12番１―203号
債務者　桑名　　晃
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２０号
大阪市浪速区桜川２丁目４―16東宝マンション507号室、住民票上の住所大阪市西成区津守１丁目12番１―203号
債務者　桑名榮美こと　ＫＩＭ　ＹＯＵＮＧＨＥＥ　金　　榮姫
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６１７号
大阪府吹田市山田西１丁目23番Ａ11―210号
債務者　久保田康子
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９２８号
大阪府大東市深野３丁目14番203号
債務者　安藤　瑞生
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０７９号
大阪市大正区平尾４丁目１番２―211号
債務者　安藤　博幸
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２７年（フ）第３２号
福岡県大牟田市上町１丁目２番地の１
破産者　有限会社長崎屋硝子店
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所大牟田支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１４０７号
福岡県古賀市花見東５丁目10番12号
破産者　西野　勝也
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６３１号
福岡市早良区田村４丁目14番14―202号
破産者　正田　るみ
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８３０号
福岡市南区向野２丁目８番28号
破産者　永岡　宏治
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１６号
宮城県名取市美田園北17番地の１　市営美田園北団地Ａ棟407号、破産手続開始決定時の住所宮城県名取市手倉田字箱塚屋敷３番地の２　21号棟６号
破産者　後藤　正志
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１１２１号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵769番地１リックリベーラコート401号
破産者　蜂屋　　茂
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部